

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正  
(県例規集登載)

医療推進課

- 特定施設の設置許可申請

環境管理課

- 指定居宅サービス等の事業の廃止

長寿社会課

- 指定居宅サービス事業者等の指定

道路整備課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

道路整備課

### 【公告】

- 岡山県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策の公表

人事課

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事

建築指導課

- の完了

- " " " "

- " " " "

- " " " "

- 二級建築士の免許の取消し

### 【正誤】

"

"

"

"

## 目次

- 財政状況の公表の正誤

財政課

担当課（室）

◎岡山県告示第三百四十一号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年分の補助金から適用する。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表保健福祉部の部岡山県医療施設等設備整備事業費補助金の項の次に次のように加える。

有床診療所等 スプリングラ ー等施設整備 事業費補助金	火災時の入院 患者等の安全 の確保	病院、 診療所 又は助 産所の 開設者	有床診療所等スプ リングラー等施設 整備事業	選定額と総事業費 から寄附金等を控 除した額とのい ずれか少ない額
--------------------------------------	-------------------------	---------------------------------	------------------------------	--

◎岡山県告示第三百四十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社岡山村田製作所

住 所 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

氏 名 代表取締役社長 中島 規巨

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社岡山村田製作所

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

# 平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止		廃 止	
種 類		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (R26~28)		66 電気めっき施設 (A)		66 電気めっき施設 (F)	
能 力		0.6m <sup>3</sup> /日 (1台当たり)		1.5m <sup>3</sup> /日 (1台当たり)		0.6m <sup>3</sup> /日 (1台当たり)	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後着手		許可後着手		許可後着手	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間		着手後1週間		着手後1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後1週間		完成後1週間		完成後1週間	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		連続24時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.3	0.9	1.5	1.5	0.6	0.6
	p H	10.0~12.0	10.0~12.0	3.0~5.0	3.0~5.0	3.0~5.0	3.0~5.0
	BOD (mg/ℓ)	20,000	30,000	930	1,050	930	1,050
	COD (mg/ℓ)	10,000	15,000	1,300	1,450	1,300	1,450
	S S (mg/ℓ)	50	100	33	40	33	40
	油 分 (mg/ℓ)	5	10	0.5以下	0.5	0.5以下	0.5
	T-N (mg/ℓ)	1,500	2,000	520	580	520	580
T-P (mg/ℓ)	0.5	1	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		No.3工程排水処理施設				同左			
種 類		工程排水処理							
構 造		鉄筋コンクリート							
主 要 寸 法		18.8m×33.0m×5.0m							
能 力		759m <sup>3</sup> /日							
処 理 の 方 法		凝集沈殿, pH調整							
工 事 着 手 年 月 日		-							
工 事 完 成 年 月 日		-				着手後1週間			
使 用 開 始 年 月 日		-				完成後1週間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	578.2	656.1	578.2	656.1	578.1	656.0	578.1	656.0
	p H	6.0~9.0	6.0~9.0	6.0~8.1	6.0~8.1	同左			
	BOD (mg/ℓ)	20	20	9	14				
	COD (mg/ℓ)	32	32	9	14				
	SS (mg/ℓ)	250	250	16	16				
	油 分 (mg/ℓ)	5	5	5	5				
	T-N (mg/ℓ)	14	14	12	14				
	T-P (mg/ℓ)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/ℓ)	0.2	0.2	0.1以下	0.1				
	ふっ素 (mg/ℓ)	4	8	4以下	8以下				
	ほう素 (mg/ℓ)	0.4	4	0.4	4				
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	14	14	12	14					

# 平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	蒸発濃縮装置A				同左				
種 類	蒸発濃縮装置								
構 造	S U S 製								
主 要 寸 法	3.7m×3.0m×3.56m								
能 力	10m <sup>3</sup> /バッチ								
処 理 の 方 法	蒸発濃縮								
工 事 着 手 年 月 日	-				許可後着手				
工 事 完 成 年 月 日	-				着手後1週間				
使 用 開 始 年 月 日	-				完成後1週間				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該特定施設から排出される汚染物質の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	7.4	8.7	9.4	22.7	5.3	6.6	7.3	20.6
	p H	3.0~5.0	3.0~5.0	8.0~10.0	8.0~10.0	同左			
	B O D (mg/ℓ)	930	1,050	36	36				
	C O D (mg/ℓ)	1,300	1,450	9	9				
	S S (mg/ℓ)	33	40	0.5以下	0.5				
	油 分 (mg/ℓ)	0.5以下	0.5	0.5以下	0.5				
	T - N (mg/ℓ)	520	580	46	46				
	T - P (mg/ℓ)	0.02以下	0.02	0.02以下	0.02				
ほう素 (mg/ℓ)	8以下	8以下	8	8					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	520	580	46	46					

# 平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	蒸発濃縮装置C				同左				
種 類	蒸発濃縮装置								
構 造	S U S 製								
主 要 寸 法	3.15m×4.7m×3.4m								
能 力	10m <sup>3</sup> /バッチ								
処 理 の 方 法	蒸発濃縮								
工 事 着 手 年 月 日	-				許可後着手				
工 事 完 成 年 月 日	-				着手後1週間				
使 用 開 始 年 月 日	-				完成後1週間				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該特定施設から排出される汚染物質の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	7.4	8.7	9.4	22.7	5.3	6.6	7.3	20.6
	p H	3.0~5.0	3.0~5.0	8.0~10.0	8.0~10.0	同左			
	B O D (mg/ℓ)	930	1,050	36	36				
	C O D (mg/ℓ)	1,300	1,450	9	9				
	S S (mg/ℓ)	33	40	0.5以下	0.5				
	油 分 (mg/ℓ)	0.5以下	0.5	0.5以下	0.5				
	T - N (mg/ℓ)	520	580	46	46				
	T - P (mg/ℓ)	0.02以下	0.02	0.02以下	0.02				
ほう素 (mg/ℓ)	8以下	8以下	8	8					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	520	580	46	46					

# 平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	A			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	2,617.4	3,079	2,617.3	3,078.9
p H	6.0~8.5	6.0~8.5	同左	
BOD (mg/ℓ)	7	9		
COD (mg/ℓ)	7	9		
SS (mg/ℓ)	12	20		
油分 (mg/ℓ)	1	5		
T-N (mg/ℓ)	7	14		
T-P (mg/ℓ)	0.9	1.5		
Pb (mg/ℓ)	0.1以下	0.1以下		
Cr <sup>6+</sup> (mg/ℓ)	0.005以下	0.005以下		
全Cr (mg/ℓ)	0.01以下	0.01以下		
Cu (mg/ℓ)	0.3以下	0.3以下		
Fe (mg/ℓ)	1以下	1以下		
ふっ素 (mg/ℓ)	2以下	5		
ほう素 (mg/ℓ)	0.2	2		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	3	10		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成26年6月20日から同年7月11日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所



# 平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

## ◎岡山県告示第三百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

デイサービス なごやか

#### 2 所在地

岡山県備前市伊部一三九三番地の一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社温和

#### 2 所在地

岡山県備前市伊部一三九三番地の一

### 三 廃止年月日

平成二十六年六月三十日

### 四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇四九〇

### 五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

有限会社城南介護センター

#### 2 所在地

岡山県津山市材木町二一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

- 1 名称  
有限会社城南介護センター
- 2 所在地  
岡山県津山市材木町二一
- 3 廃止年月日  
平成二十六年六月三十日
- 4 介護保険事業所番号  
三三七〇三〇〇九二七
- 5 サービスの種類  
訪問介護  
通所介護  
介護予防訪問介護

# 平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

## ◎岡山県告示第三百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ヘルパーステーション共生

#### 2 所在地

岡山県総社市中央六丁目一五番一〇号 コーポ吉備路C-103

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社岡山共生福祉センター

#### 2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町上竹二〇〇一番地二

### 三 指定年月日

平成二十六年七月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一二二一

### 五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

# 平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

◎岡山県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 上稲木東江原線

三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市下稲木町字三反田一二七〇番一 地 先から	新	一一・三 〇	四九・三
井原市下稲木町字馬場迫一九二六番一 地 先まで	新	一一・三 〇	四九・三
井原市下稲木町字三反田一二七〇番一 地 先から	旧	一一・三 〇	四九・三
井原市下稲木町字馬場迫一九二六番一 地 先まで	旧	一一・三 〇	四九・三

平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

◎岡山県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	上稲木東江原線	井原市下稲木町字三反田一二七〇番一地先から井原市下稲木町字馬場迫一九二六番一地先まで	平成二十六年六月二十日

〔二八八〕岡山県職員倫理条例（平成十二年岡山県条例第六号）第四条の規定により、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における岡山県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について、次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 倫理の保持に関する状況

- 1 夜間において利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすることについての届出の件数 八四件
  - 2 利害関係者と共に、自己の費用を負担しないで飲食をし、又は自己の費用を負担するかどうかにかかわらず、遊技、ゴルフ若しくは旅行をすることについての許可の件数 九件
  - 3 一件につき五千円を超える贈与等又は報酬の支払を受けた件数 五件
  - 4 岡山県職員倫理条例及び岡山県職員倫理規則（平成十二年岡山県規則第百十三号）の規定に違反したことによる懲戒処分件数 ○件
- 二 倫理の保持に関して講じた主な施策
- 1 各所属長に対し、綱紀の保持、虚礼の廃止等について通知したこと。
  - 2 職員研修等において、職員倫理に関する講座を開催したこと。
  - 3 不祥事件の再発防止に向け、服務規律アドバイザーを任用し、職員からの相談を受けるとともに、綱紀粛正を図ったこと。

# 平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

〔二八九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハピーズ井原店

所在地 井原市西江原町字柳ヶ坪一一三四番ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

## 3 変更事項

### (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社天満屋ストア

（変更前）代表取締役社長 伊原木省五

（変更後）代表取締役社長 野口 重明

### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社天満屋ストア

（変更前）代表取締役社長 伊原木省五

（変更後）代表取締役社長 野口 重明

## 4 変更年月日

平成二十六年五月二十日

## 二 届出年月日

平成二十六年六月十一日

## 三 縦覧の期間及び場所

# 平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

## 1 縦覧の期間

平成二十六年六月二十日から同年十月二十日まで

## 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハピーズ笠岡美の浜店

所在地 笠岡市緑町五番五

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

## 3 変更事項

### (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社天満屋ストア

(変更前) 代表取締役社長 伊原木省五

(変更後) 代表取締役社長 野口 重明

### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社天満屋ストア

(変更前) 代表取締役社長 伊原木省五

(変更後) 代表取締役社長 野口 重明

## 4 変更年月日

平成二十六年五月二十日

## 二 届出年月日

平成二十六年六月十一日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

平成二十六年六月二十日から同年十月二十日まで

### 2 縦覧の場所



岡山県産業労働部経営支援課

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ポルカ

所在地 高梁市中原町一〇八五番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

イ 名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四番地の一

代表者の氏名 代表理事 安藤 建司

ウ 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市下本郷町二〇六番地五

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 伊原木省五

イ 名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四番地の一

代表者の氏名 代表理事 安藤 建司

ウ 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市下本郷町二〇六番地五

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

(変更後)

ア 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

イ 名称 協同組合ポルカ

住所 高梁市中原町一〇八四番地の一

代表者の氏名 代表理事 安藤 建司

ウ 名称 株式会社ジュンテンドー

住所 島根県益田市下本郷町二〇六番地五

代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正

(2)

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十六年五月二十日ほか

二 届出年月日

平成二十六年六月十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年六月二十日から同年十月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 リブ総社店

所在地 総社市門田字元屋敷一八七番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

イ 名称 協同組合リブ

# 平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

住所 総社市門田一八七番地

代表者の氏名 代表理事 永田 真一

## 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 伊原木省五

イ 名称 協同組合リブ

住所 総社市門田一八七番地

代表者の氏名 代表理事 永田 真一

(変更後)

ア 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

イ 名称 協同組合リブ

住所 総社市門田一八七番地

代表者の氏名 代表理事 永田 真一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

## 4 変更年月日

平成二十六年五月二十日ほか

## 二 届出年月日

平成二十六年六月十一日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

平成二十六年六月二十日から同年十月二十日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピータウン鴨方店  
所在地 浅口市鴨方町六条院中字小山城北二二二八番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア  
住所 岡山市北区岡町一三番一六号  
代表者の氏名 代表取締役社長 野口 重明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

株式会社天満屋ストア

(変更前) 代表取締役社長 伊原木省五

(変更後) 代表取締役社長 野口 重明

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十六年五月二十日ほか

二 届出年月日

平成二十六年六月十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年六月二十日から同年十月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二九〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後六八一七、六八一八、六八一九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区門前二五三―一ロワジュールⅢ一〇一

中田 祐介

三 許可番号

岡山県指令建指第四七号

〔二九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下原字南仲田二〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社二五六一一リヴィエールAKIⅡ二〇一号

茅原 啓太

茅原 洋子

三 許可番号

岡山県指令建指第一二号

〔二九二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字西屋敷一六八一、一一七〇―四、一一七〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄一四六四―一（市営東中庄団地九三号）

佐々木哲也

佐々木いつか

三 許可番号

岡山県指令建指第三四号

〔二九三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字天満八〇七一、八〇七二三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区大福四六二一六ミルグレース大福B一〇二

守安 政雄

三 許可番号

岡山県指令建指第四一七号



〔二九四〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十六年六月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十六年六月十三日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

浦上 一海 二級建築士 第七九一四号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため

平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

〔一〇〕平成二十六年六月二日付け（号外）公布岡山県告示第三百二十号（財政状況の公表）に誤りがあった。

頁	誤	正
一九枚目	2,345,040,038	2,345,038,138
〃	28,239,403円	28,241,355円
〃	28,222,727	28,220,827
二〇枚目	300,547,199	300,545,247
〃	2,049,515,091	2,049,513,139
〃	913,474,813	913,476,765
〃	5,386,306	5,386,358
〃	5,890,012	5,890,064
〃	△111,951,086	△111,951,138
〃	801,523,727	801,525,627
〃	729,421,236	729,423,136
〃	813,499,698	813,501,598
二一枚目	369,163,708	369,165,608

平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

〃	5,071,461,435	5,071,463,335
〃	21,241,103,514	21,241,105,414
一二三枚目	813,499,698	813,501,598
〃	1,161,620,698	1,161,622,598
〃	2,015,445,993	2,015,447,893
〃	20,299,641,670	20,299,643,570
〃	21,241,103,514	21,241,105,414
一二四枚目	2,808,283,092	2,808,280,792
〃	43,614,902円	43,617,140円
〃	58,039,590	58,037,290
一二五枚目	370,540,212	370,537,974
〃	2,242,163,752	2,242,161,514
〃	1,045,242,091	1,045,244,329
〃	7,019,743	7,019,681
〃	12,045,376	12,045,314

平成26年6月20日 岡山県公報 第11594号

〃	△169,311,106	△169,311,044
〃	875,930,985	875,933,285
〃	675,708,632	675,710,932
〃	747,189,416	747,191,716
一六枚目	409,789,296	409,791,596
〃	9,387,830,238	9,387,832,538
〃	52,471,895,172	52,471,897,472
一七枚目	747,189,416	747,191,716
〃	3,052,189,416	3,052,191,716
〃	21,039,944,357	21,039,946,657
〃	50,532,492,814	50,532,495,114
〃	52,471,895,172	52,471,897,472